

宝塚市新業態開拓等推進事業補助金に関するQ&A

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課

1. 対象者について

Q1-1 市内に住んでいる個人事業主で、市外で事業を営んでいますが、この補助金の対象者になりますか？

対象とはなりません。市内に事業所、営業所、店舗等を置き、事業を行っている事業者（個人事業主を含み、大企業においては、本社を市内に置くものに限ります。）が対象です。また、申請する補助の種類によっては、これから市内で起業する方も含まれます。

Q1-2 市内で複数の店舗を運営しているが、「①新業態転換・進出推進補助（ア）新業態を開始するに必要な備品等の購入にかかる費用への補助」（補助上限10万円）は、店舗ごとに申請可能か？

「①新業態転換・進出推進補助（ア）新業態を開始するに必要な備品等の購入にかかる費用への補助」（補助上限10万円）について、複数店舗の申請はできません。一事業者につき1店舗、1回の申請となります。

ただし、1度申請した事業の延長もしくは別の事業で、他の補助の種類に申請することは可能です。

Q1-3 市内で飲食店舗を運営しており、令和2年3月20日からテイクアウトを始めましたが補助金の対象者になりますか？

対象者とはなりません。令和2年4月1日以降に、業態転換した方が対象となります。

Q1-4 市内で飲食店舗を運営しており、令和2年4月1日からデリバリーを始めましたが補助金の対象者になりますか？また、5月1日から、デリバリー業態を拡大しましたが、補助金の対象者になりますか？

令和2年4月1日以降に業態転換した際のイニシャルコストが補助対象になります。この場合、4月1日のデリバリー開始については補助金の対象ですが、4月1日以降であっても拡大させた事業については補助の対象となりません。（新規参入、業態転換が要件です。）

Q1-5 市内事業者で、売上が落ちていない場合、補助金の対象となりますか？

申請される補助の種類により、対象とならない場合があります。詳細は公募要領のP4~5をご確認ください。

2. 補助内容について

Q2-1 補助率はいくらですか？また、補助に上限はありますか？

補助対象経費の1/2以内です。補助の限度額については、申請される補助の種類により異なります。詳細は公募要領のP5~6をご覧ください。

Q2-2 この補助金の目的は何ですか？

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、甚大な影響が出ている市内事業者の打開策として、また、喫緊の新型コロナウイルス感染症防止やコロナ禍後の変容が想定される社会への適合に向け、予算の範囲内において新業態を開拓する市内事業者を支援することで、市内事業者の売上回復、市中の感染症拡大防止に資することを目的としています。

Q2-3 公募要領P5の「①新業態転換・進出推進補助」について、3種類がありますが、どれを申請しても構いませんか？

対象となる要件を満たしていればどの補助の種類も申請可能です。「①新業態転換・進出推進補助（ア）新業態を開始するに必要な備品等の購入にかかる費用への補助」（補助上限10万円）以外は、今後、設置予定である審査委員会における審査を実施し、審査時にはプレゼンテーションを実施しますのでご

留意ください。

Q2-4 公募要領 P6 の「②プロモーション等支援推進補助」については、この補助制度の他の種類と併給可能ですか？

併給できません。

Q2-5 公募要領 P5 の「①新業態転換・進出推進補助（イ）コンサルティングを受ける費用への補助」については、コンサルティングを受ければ、補助の対象となりますか？

新業態への転換に際して経費の一部を補助しますので、コンサルティングを受けるだけでなく、受けた後、新業態へ転換・進出することが、補助金の交付条件です。

3. 補助対象経費について

Q3-1 補助対象経費の中に備品購入費がありますが、テイクアウトに業態転換するための予約受付システムを導入するために、パソコンを購入する場合、補助対象経費として認められますか？

認められますが、下記ご留意ください。

通常、汎用性の高いパソコン等の備品については、補助対象経費として認められません。しかし、本補助金については、業態転換を前提として、新しく購入されたパソコンやタブレット等の主な用途が予約受付システムであるなら、対象経費となります。

実績報告書提出時に、パソコンやタブレット等の予約受付システムが映っている本体及び本体に貼られている出荷年月日等が掲載されているシール等の写真、購入時の領収書の写し等を他の必要な添付書類とともにご提出いただきますようお願いいたします。（いずれかが欠けている場合、補助対象経費として認めることはできません。）

なお、新たな業態転換・進出をせず、取引先との打合せなどをオンラインで行うために、パソコンやタブレット等を購入した場合、確かに感染症防止に資することにはなりますが、今回の補助金は業態転換・進出をした際の補助とな

りますので、補助対象経費にはなりません。また、プリンター、インクは対象になりません。

Q3-2 今回、多くの事業者が利用できるような、テイクアウト予約受付システムを自分で作るつもりです。私の人件費を補助対象経費として申請することはできますか？

申請者ご自身の人件費を補助対象経費として計上することはできません。受付システムを構築するために、構築作業を担うべく臨時的に雇用した従業員の人件費や、委託者が作成した場合の委託料などで、いずれも社会通念上認められるような金額である場合は、補助対象経費として認められます。

Q3-3 補助対象経費の中に消耗品がありますが、テイクアウトに業態転換するための容器などのほか、作った弁当を並べる台、電話予約受付時に使用する筆記用具やノートを購入するつもりです。これらは補助対象経費として認められますか？

原則、汎用性の高いものは補助対象経費として認められません。この場合、テイクアウト用の容器のみが補助対象経費となります。

Q3-4 市内の多くの事業者が利用できるような、宅配の担い手確保やアプリ開発を含めたデリバリーシステムを構築しようとしています。この補助金はイニシャルコストに対する補助であることは理解していますが、アプリ開発後、試行段階として、宅配員にデリバリーをしてもらうことが必要ですので、その経費については対象としてほしいです。

お見込みのとおり、この補助金はイニシャルコストに対するものです。今回の場合、「宅配の担い手確保やアプリ開発を含めたデリバリーシステムの構築」する事業に対して補助するというものです。試行については構築までに必要なプロセスであると認識しますので、試行段階に係る経費について補助対象として認めます。試行段階の期間ですが、試行開始後1か月間といたします。しかし、補助事業の実施期間の終了は、令和3年1月31日（日）までとなりますので、過ぎた分の費用については、対象外となります。

Q3-5 中古で買った備品については、補助金の対象になりますか？

補助対象となります。しかし、フリーマーケットやオークションサイトで購入したものについては新品や中古品を問わず対象外とします。

Q3-6 クレジットカードで支払った経費は対象となりますか？

法人カード、もしくは個人カードの場合は、代表者のクレジットカードに限り対象となります。また、クレジットカードによる支払いは助成対象期間中に、銀行口座からの引き落としがある場合のみ認められます。クレジットカードの支払い明細と引き落とされた旨がわかる、通帳の写しを添付してください。

Q3-7 宅配を始める際に必要となる「保冷庫」「真空包装機」等の厨房機器、調理機器は対象となりますか？

対象となります。ただし、新業態に転換・進出することで必要となった経費に限ります。

Q3-8 テイクアウトを始めるにあたって、新たに軽減税率対応の POS レジの購入、または既存の POS レジのソフト改修が必要となったが、助成対象になりますか？

対象となります。ただし、新業態に転換・進出することで必要となった経費に限ります。

Q3-9 友人・知人からバイクを借りて、レンタル料を支払う場合は助成対象になりますか？

対象となりません。ただし、知人・友人がバイクのレンタルを生業かつ主要業務とする場合は、対象となります。

Q3-10 バイクのリースによる、リース料を支払う場合は助成対象になりますか？

対象となります。その場合、契約書の添付が必要となります。

4. 申請書類について

Q4-1 申請金額の根拠資料で添付する書類（見積書、領収書、など）は原本が必要ですか？

すべてコピー（写し）を提出してください。

Q4-2 交付決定後、補助金の増額を伴う申請内容の変更は可能ですか？

補助金変更交付申請書にて変更申請が可能ですが、申請の状況や審査委員会（Q2-3参照）の開催状況などにより、ご要望に沿えない場合があります。

5. その他

Q5-1 市が認定した起業家等認定支援施設とは何ですか？

市内で起業を志している方やすでに起業されている方向けに、起業支援や経営支援等を実施し、また、起業家同士の交流を促進することで、市内産業の活性化を目指す施設で、一定の要件のもと市が認定した起業家支援の施設のことです。施設の概要や連絡先などについては、公募要領P5をご覧ください。

Q5-2 同じ事業での、国や県などの補助金と併給することは可能ですか？

同一事業で、他制度を利用される場合は、他制度において補助される金額を、交付申請される総事業費から差し引き、交付決定額を算出することとします。ただし、国や県などの他制度において併給を禁止されている場合は、どの補助金を活用するかご判断ください。

なお、国の小規模事業者持続化補助金には、「同一の内容について、国が助成（国以外の期間が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業は補助対象事業となりません」との記載があり、今回の新業態開拓等推進事業補助金は、国の地方創生臨時交付金を活用し実施する予定であることから、併給ができません。

令和2年（2020年）5月21日時点